

特別栽培農産物

「新」表示ガイドラインについて

特別栽培農産物については、消費者から「無・減農薬栽培」の定義が曖昧である」などの声が寄せられていました。

このため、平成十五年五月二十六日に特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正が行われ、平成十六年四月一日から施行されます。これにより四月一日以降に収穫される農産物に適用されますので注意してください。

改正のポイント

(一) 生産の原則

特別栽培農産物の特徴が消費者等へ正しく理解されることを目的に、生産の原則が次のように定められました。

- ① 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮。
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用。

この結果、水耕栽培など土を用

いないで栽培された農産物は、ガイドライン表示の対象にならなくなります。

(二) ガイドラインの適用範囲

従来は、化学合成農薬又は化学肥料のどちらか一方でも五割以上節減していれば、ガイドラインに基づく表示が可能でした。新ガイドラインでは、化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行の五割以上減らして栽培された農産物となります。

(三) 名称が「特別栽培農産物」に統一

適用の範囲内で区分毎に名称を設定するのではなく、これらをまとめて「特別栽培農産物」と一括の名称となります。(左図参照)

また、「無農薬」「無化学肥料」「減農薬」「減化学肥料」の表示は、



改正後の新ガイドラインに基づき表示ができなくなります。

四 使用資材の取り扱い

◆ 性フェロモン剤等誘引剤

化学合成農薬ですが使用回数にカウントしません。但し、使用した場合はその旨を表示します。

◆ 特定防除資材及び天敵

特定防除資材については、天敵と同様の扱いとし、天敵及び特定防除資材のみを使用している場合は「農薬：栽培期間中不使用」と

表示します。なお、この場合は使用した旨を表示します。

五 情報提供方法の多様化

消費者等が商品選択の際に、農薬等資材の使用状況について、その内容を店舗等で確認できる場合は、インターネット（ホームページのアドレス表示）・票片の添付など、他の情報提供方法も可能になりました。(左記表示例参照)

表示例

農林水産省ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農薬：栽培期間中不使用(〇〇使用)

化学肥料：栽培期間中不使用 ※2

栽培責任者 ○○○○

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

確認責任者 △△△△△

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※2：〇〇は天敵又は特定農薬の一般名称を記入

表示例

農林水産省ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

化学合成農薬：栽培期間中不使用(〇〇使用)

化学肥料：栽培期間中不使用 ※1

栽培責任者 ○○○○

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

確認責任者 △△△△△

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※1：〇〇はフェロモン剤等誘引剤の成分名を示す一般名称を記入

表示例

農林水産省ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

化学合成農薬：〇〇地域比5割減(使用回数)

化学肥料：栽培期間中不使用

栽培責任者 ○○○○

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

確認責任者 △△△△△

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(農薬等使用状況)

<http://www.tokusai...>

インターネットで問い合わせ

化学合成農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用量
〇〇〇	殺菌	1回
△△△	殺虫	2回

表示例

農林水産省ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農薬：栽培期間中不使用(1/107使用)

化学肥料：〇〇地域比5割減(農薬成分)

栽培責任者 ○○○○

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

確認責任者 △△△△△

住所 ○〇県〇〇市△△△

連絡先 TEL. 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

セットで表示

化学肥料の使用状況

使用資材名	用途	使用量
〇〇〇	天肥	窒素 4kg/10a
△△△	追肥	窒素 1kg/10a